

一 般 社 団 法 人

a n d L P G カ ン フ ァ レ ン ス

定 款

一般社団法人 a n d L P Gカンファレンス定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 a n d L P Gカンファレンスと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、L P ガスの多様な姿、そしてその豊かな可能性を広く社会に広めると共に、業種、業態を問わず、L P ガスの活用によるサステナブルな社会の実現を目指して会員の親睦を深め、事業経営に関する相互研鑽を積むことを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) L P ガスに関する知識の普及を図るための広報活動による啓発、啓蒙事業
- (2) L P ガスに関するイベント・セミナーの企画、運営及び管理
- (3) ウェブサイトの運営
- (4) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(会員)

第5条 当法人に正会員、個人会員、特別会員、賛助会員、の4種の会員を置き、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、当法人の目的に賛同し入会した法人とする。

- 3 個人会員は、当法人の目的に賛同し入会した個人とする。
- 4 特別会員は、公益性の高い法人又は団体で特別会員として理事会で承認を得て、入会した法人とする。
- 5 賛助会員は、賛助金等寄付を拠出し、賛助会員として理事会で承認を得て、入会した、法人又は個人とする。

(入会及び入社)

第6条 社員、会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により申し込みをする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書（申し込みをする者が法人であるとき）
- (2) その他会長が必要と認めた書類

(経費等の負担)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、会員区分に応じそれに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正会員は、社員総会において別に定める年会費を納入しなければならない。
- 3 個人会員は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。
- 4 特別会員並びに賛助会員は、年会費を定めないが、賛助会員はその事業等に必要な賛助金等寄付を拠出する。
- 5 会員、非会員によらず当法人に対する賛助金等寄付が拠出された場合は、理事会の承認を得て受領することができる。
- 6 会員から拠出された会費及び寄付金は、会員が退会しても返金しないものとする。

(退会及び退社)

第8条 社員、会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して当法人所定の様式文書により予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員、会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員、会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める

社員総会の決議により、その社員、会員を除名することができる。

(社員、会員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上経費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上経費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

2 個人会員、特別会員及び賛助会員は、社員総会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員、会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部譲渡
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が書面により招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 招集権者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、招集権者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長の任に当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令の定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 第3項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議により専務理事1名を置くことができる。

4 代表理事及び専務理事をもって一般法人上の業務執行理事とする。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表

し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(チェアマン及び顧問)

第25条 当法人にチェアマン及び顧問を置くことができる。

2 チェアマン及び顧問は、学識経験者等の中から理事会の決議をもって選任する。報酬は理事会において定める。

3 チェアマン及び顧問は、理事会及び社員総会に出席し意見を述べるることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から

受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が議長の任に当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年1月31日までとする。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(暴力団排除条項)

第49条 社員、会員となるものは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営に実質的に関与又は支配していること
- (2) 社員、会員自身、もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために、暴力団員等を利用していること
- (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること
- (4) 社員、会員自身が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 社員が前項に違反した場合、何ら通知催告の手続きを要しないで、即時当該社員を除名することができる。また、当該社員が第1項に違反して当法人を除名された場合、当法人は、当該除名により被った損害を当該社員に請求することを妨げない。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和8年 月 日

一般社団法人 a n d L P Gカンファレンス

代表理事 津田維一